

昭和七年四月一日ヨリ（三月三十一日迄ハ
 従前ノ協定ニヨル）昭和八年三月三十一日ニ至ル向フ滿一ケ年

本協定期間ニ於テ
 一、繁忙期ニ於ケル賃金ハ半樽以上酒樽拾挺ニ付金貳圓二十五錢ニ
 二、閑散期ニ於ケル賃金ハ同上ニ付金貳圓拾五錢ニ
 三、繁忙期ハ本年八月九月十月十一月十二月及昭和八年三月ノ六ケ
 月トシ閑散期ハ四月五月六月七月及昭和八年一月二月ノ六ケ月
 トス

四、下廻リ及木取工賃ハ之ニ準ズ

五、樽増賃金ハ従前通リトス

六、大正十三年十月十五日改定ノ職工待遇條件ハ本協定期間ニ於テ
 改メテセズ

七、本協定ノ有効期間ハ昭和七年四月一日ヨリ（三月三十一日迄ハ
 従前ノ協定ニヨル）昭和八年三月三十一日ニ至ル向フ滿一ケ年

甲州松尾酒造株式会社
 財団法人協同會大阪支所

賃金協定書

昭和七年度ニ於ケル製樽工賃金其他ニ付双互合議ノ上左ノ通り
 協定ス

- 一、繁忙期ニ於ケル賃金ハ半樽以上酒樽拾挺ニ付金貳圓二十五錢ニ
- 二、閑散期ニ於ケル賃金ハ同上ニ付金貳圓拾五錢ニ
- 三、繁忙期ハ本年八月九月十月十一月十二月及昭和八年三月ノ六ケ
月トシ閑散期ハ四月五月六月七月及昭和八年一月二月ノ六ケ月
トス
- 四、下廻リ及木取工賃ハ之ニ準ズ
- 五、樽増賃金ハ従前通リトス
- 六、大正十三年十月十五日改定ノ職工待遇條件ハ本協定期間ニ於テ
改メテセズ
- 七、本協定ノ有効期間ハ昭和七年四月一日ヨリ（三月三十一日迄ハ
従前ノ協定ニヨル）昭和八年三月三十一日ニ至ル向フ滿一ケ年